

令和 3 年 5 月市議会臨時会 教育厚生委員会資料

第 58 号議案 令和 3 年度長崎市一般会計補正予算（第 6 号）

目 次

【3 款 民生費 2 項 児童福祉費】

説明書記載頁

3 目 ひとり親家庭福祉費

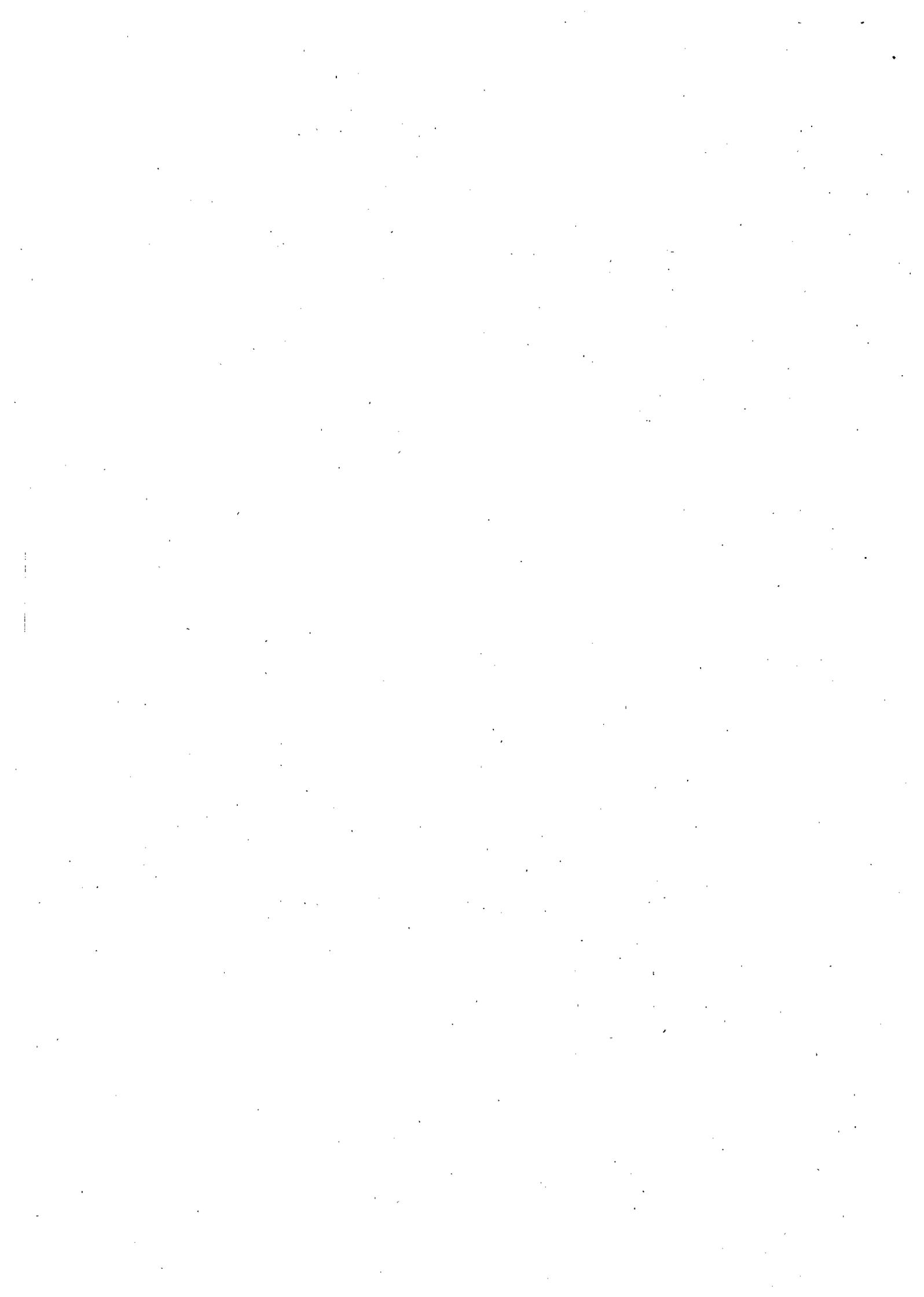
ひとり親家庭自立支援助成費 P 1 ~ 2 (P 18 ~ 19)

7 目 子育て世帯生活支援特別給付金費

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費
(その他世帯分) P 3 ~ 7 (P 18 ~ 21)

こ ども 部

令 和 3 年 5 月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
18~19	3 民生費	2 児童福祉費	3 ひとり親家庭 福祉費	1-1	ひとり親家庭自立支援 助成費	千円 46,475

1 概 要

母子家庭の母又は父子家庭の父は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業をより効果的に促進するため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の助成を行っている。

新型コロナウイルス感染症の問題が長引く中で、影響を受けやすい非正規雇用労働者等を中心に雇用や生活への影響が続いている状況を勘案し、国が令和3年度に母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令等を改正し、高等職業訓練促進給付金と高等職業訓練修了支援給付金の支給対象者や支給対象期間の拡充が行われたことから、長崎市においても同様に支援を拡充するもの。

2 事業内容

(1) 令和3年度の限定的な拡充（拡充(1)）

		高等職業訓練促進 給付金【生活支援】	高等職業訓練修了 支援給付金【修了金】	拡充内容(※1)
支給対象者		次のアとイのいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父 ア 児童扶養手当の支給を受けている者 又は同等の所得水準にある者 イ 国が指定する養成機関（以下「養成機関」という。）において <u>1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者</u>		養成機関において <u>6月以上の修業に対象拡大</u>
支給対象資格		就職の際に有利となる資格であって、養成機関において、修業する資格 【対象資格例】 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師等		・民間資格も可 《拡充資格の例》 ・情報通信関係(Webクリエイター、CAD等)等
支給時期		修業する期間中 (上限：4年)	修了後	
支給額	非課税世帯	100,000円/月	50,000円	
	課税世帯	70,500円/月	25,000円	
	加算	(最終年度) 40,000円/月を加算		

※1 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始するものが対象となる。

(2) 令和3年度以降も継続する拡充【支給対象期間拡充】(拡充(2))

「准看護師」から引き続き「看護師」の資格を取得する場合には、4年間の支給を可能とする。(現行3年→拡充後4年)

3 補正予算の内容

給付金 種別	課税世帯 区分	支給 月額	令和3年度				令和3年度 所要見込		
			当初予算		補正予算		件数	金額 (①+②)	
			件数	金額 ①	件数				金額 ②
拡充 (1)	拡充 (2)	件数			金額				
高等職業 訓練促進 給付金	非課税	千円/月 100	件 24	千円 26,400	件 35		千円 26,700	件 59	千円 53,100
					29	6			
	課税	70.5	4	3,102	10		4,865	14	7,967
					10	0			
	最終年度 加算	40	8	3,840	44		12,960	52	16,800
					39	5			
高等職業 訓練修了 支援給付金 ※1	非課税	50	8	400	34		1,700	42	2,100
					29	5			
	課税	25	0	0	10		250	10	250
					10	0			
自立支援 教育訓練 給付金	-	-	6	700	-		-	6	700
合計		-	50	34,442	133		46,475	183	80,917
					117	16			

※1 高等職業訓練修了支援給付金は、養成機関の修業修了後、1回限り支給。

4 スケジュール

- (1) 支給開始月 令和3年4月分から(申請のあった日の属する月から対象)
 (2) 支給日 翌月25日

5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 46,475	千円 34,856	千円 -	千円 -	千円 -	千円 11,619

※ 国庫支出金：母子家庭等対策総合支援事業費補助金(補助率：3/4)

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
18~21	3 民生費	2 児童福祉費	7 子育て世帯生活支援特別給付金費	1-1	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 (その他世帯分) (給付金) (事務費)	千円
				1-2		392,907 (362,500) (30,407)

1 概 要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のその他子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

※低所得のひとり親世帯分については、令和3年4月8日付け専決処分にて予算措置を行っている。【339,825千円（給付金：317,750千円、事務費：22,075千円）】

2 事業内容

(1) 対象児童

平成15年4月2日以降（障害児の場合、平成13年4月2日以降）令和4年2月28日までに出生した者

(2) 支給対象者

次のアのいずれかに該当し、かつイのいずれかに該当する者

ア 所得要件

- (ア) 令和3年度分の市民税均等割が非課税であること
- (イ) 令和3年度分の市民税均等割が課税の場合、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、申請者及び配偶者の令和3年1月以降の任意の1か月を12か月換算した額が市民税均等割非課税水準未満であること（家計急変者）

イ 養育要件

●児童手当の受給者

- (ア) 令和3年4月分の児童手当の受給者（非公務員）【A】
- (イ) 令和3年4月分の児童手当の受給者（公務員）【B】
- (ウ) 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当を新規（額改定も含む）に受ける者（新規児童手当受給者）【C】

●特別児童扶養手当の受給者

- (イ) 令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者【D】
- (ウ) 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の特別児童扶養手当を新規（額改定も含む）に受ける者（新規特別児童扶養手当受給者）【E】

●その他対象児童養育者

- (カ) 令和3年3月31日において、平成15年4月2日～平成17年4月1日までの間に出生した児童を養育する者、または、令和3年4月以降に新たに当該児童を養育するに至った者（高校生のみを養育する者）【F】

(3) 支給手続等

養育要件	申請	支給額 ^{※2}	支給時期	
【A】	不要 ^{※1}	児童1人当たり一律 50,000円	8月上旬に支給予定	
【C】				
【D】				
【B】	必要		児童1人当たり一律 50,000円	令和3年9月以降に支給予定
【E】				
【F】				
家計急変者				

※1 支給対象者には、支給に関する通知（案内）を送付。給付金を希望しない場合のみ、受給拒否の届出が必要。

【C】のうち、「公務員」に該当する場合は申請が必要。

※2 給付金の支給は、原則、児童手当または特別児童扶養手当受給者名義の口座に振り込み。

3 スケジュール（案）

事項	R3 5月	6月	7月	8月	9月	R4 1月	2月	3月
システム改修 【改修期間】 6月上旬～7月下旬		■						
支給データ作製 【抽出日】 文書発送用：システム改修中 (6月下旬) 支給用：システム改修後 (7月下旬)			■					
①申請が不要な支給対象者（【A】【C】*【D】）への支給 ※「公務員」の場合は申請が必要。								
案内チラシ等準備・発送 【準備・発送期間】 6月中旬～7月中旬		■						
支給 8月上旬～（予定）				■	■	■	■	■
②申請が必要な支給対象者（【B】【E】【F】【家計急変者】）への支給								
イーカオ等での周知（制度概要や申請書等の掲載） 6月上旬～2月下旬		■						
申請書受付 【受付期間】 7月上旬～3月中旬			■					
支給 9月以降に支給					■	■	■	■

4 事業費内訳

項 目		予 算 額
給付金		千円 362,500
19 節 負担金、補助及び交付金	給付金	
	1 申請不要な対象者	
	(1) 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者（【A・D】）	300,000
	6,000人×50,000円	
	(2) 新規児童手当受給者（【C】）	25,000
	500人×50,000円	
2 申請が必要な対象者（家計急変者など）		
(1) その他対象養育者（【B・E・F】）	25,000	
500人×50,000円		
(2) 家計急変者【家計急変者】	12,500	
250人×50,000円		
事務費		30,407
3 節 職員手当等	時間外勤務手当	903
11 節 需用費	消耗品費（事務用コピー用紙ほか）、封筒印刷	771
12 節 役務費	口座振込手数料、郵送料（案内文）ほか	1,730
13 節 委託料	システム改修委託、案内チラシ封入封緘委託	25,300
14 節 使用料及び賃借料	パソコン借上料ほか	1,703
計		392,907

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
392,907	392,907	—	—	—	—

※ 国庫支出金：令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（事業費分及び事務費分）補助率：10/10

参考（児童手当及び特別児童扶養手当の概要）

(1) 児童手当について

ア 児童手当・特例給付制度

(ア) 児童手当【所得制限限度額未満の世帯】 【児童数】約 41,700 人 (R2 年度)

区分	支給月額
3 歳未満	(一律) 15,000 円
3 歳～小学校卒業まで	(第 1、2 子) 10,000 円 (第 3 子以上) 15,000 円
中学生	(一律) 10,000 円

(イ) 特例給付【所得制限限度額以上の世帯】 【児童数】約 3,500 人 (R2 年度)

児童一人あたり (一律) 5,000 円

イ 支給月

6 月 (2～5 月分)、10 月 (6～9 月分)、2 月 (10～1 月分) の年 3 回

ウ 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得額	収入額
0 人	622 万円	833 万 3 千円
1 人	660 万円	875 万 6 千円
2 人	698 万円	917 万 8 千円
3 人	736 万円	960 万円
4 人	774 万円	1,002 万 1 千円
5 人	812 万円	1,042 万 1 千円

所得は、児童の父母（養育者）それぞれの所得で判定。

※請求者と配偶者、それぞれの所得毎に審査し、判定する所得は、前年中の所得（1 月～5 月分までの手当は、前々年中）。

(2) 特別児童扶養手当について

精神又は身体に障害のある児童（20 歳未満）を監護する父母、また父母に代わってその児童を養育している方に対して支給する手当。

ア 対象者 【児童数】約 1,000 人 (R2 年度)

20 歳未満の、精神又は身体に重度又は中度以上の障害を有する児童を監護・養育している方で、前年の所得(1 月分から 7 月分までの手当は、前々年所得)が所得制限限度額未満の方。(児童が公的年金を受給していたり、児童が児童福祉施設に入所している場合は、対象外)

イ 手当額

児童区分	月額 (対象障害児 1 人につき)
重度障害 (1 級)	52,500 円
中度障害 (2 級)	34,970 円

ウ 支給月

4 月 (12～3 月分)、8 月 (4～7 月分)、11 月 (8～11 月分) の年 3 回

エ 所得制限限度額

扶養親族等の数	請求者	配偶者及び扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人	611万6千円	717万5千円
5人以上	以降、1人増えるごとに38万円を加算	以降、1人増えるごとに21万3千円を加算

※ 判定する所得は、前年中の所得（1月～7月分までの手当は、前々年中）。